

第76回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時

開催場所

新潟県柏崎市駅前2丁目2番30号
柏崎エネルギーホール 2階ホール

株式会社 **植木組**

(証券コード1867)

Contents

● 第76回定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	6
議案及び参考事項	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	6
第2号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件	11
● 事業報告	16
● 連結計算書類	39
● 計算書類	41
● 監査報告	43

証券コード1867
(発送日) 2023年6月8日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月2日

株 主 各 位

新潟県柏崎市駅前1丁目5番45号
株 式 会 社 植 木 組
代表取締役社長 植 木 義 明

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.uekigumi.co.jp/ir/meeting/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/1867/tei/ji/>

【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「植木組」又は「コード」に当社証券コード「1867」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 新潟県柏崎市駅前2丁目2番30号
柏崎エネルギーホール 2階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、株主様へご送付している書面（書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面を含む。）には記載しておりません。従って、株主様へご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- (2) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に掲載の各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は、株主総会スタッフにつきましては、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（※取扱い）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見 本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

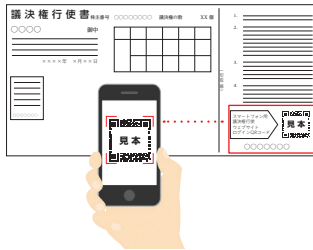
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

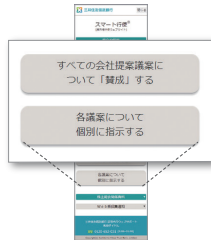
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

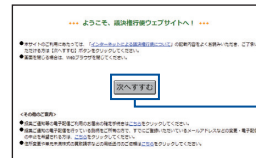
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

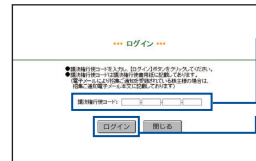
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

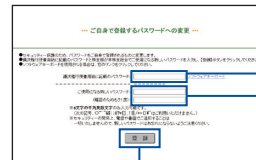
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。
なお、監査等委員会から、本議案について審議した結果、その決定手続き、内容は相当であるとの報告を受けております。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位及び担当等	属 性
1	うえきよしあき 植木義明	代表取締役社長CEO	再任
2	くさかべひさお 日下部久夫	代表取締役専務執行役員兼土木統括部長	再任
3	みずしまかずのり 水島和憲	取締役常務執行役員兼管理統括部長	再任
4	うえきゆたか 植木豊	取締役常務執行役員兼新潟本店副本店長兼柏崎支店長	再任
5	わたなべえみこ 渡辺英美子	社外取締役	再任 社外

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

1

う え き
植木

よ し あ き
義明

(1953年2月21日生)

所有する当社の株式数…… 204,965株
在任年数…… 36年
取締役会出席状況…… 14/14回



再 任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1983年 1 月 当社入社
1987年 3 月 当社取締役
1987年 4 月 当社海外事業部長
1991年 3 月 当社常務取締役
1991年 4 月 当社東京支店長
1998年 4 月 当社営業本部長
2001年 4 月 当社専務取締役

2004年 1 月 当社取締役副社長
2004年 4 月 当社技術本部長
2004年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員
2006年 6 月 当社代表取締役社長 C E O
(現任)
2016年 5 月 一般社団法人新潟県建設業協会会長
(現任)

【重要な兼職の状況】

一般社団法人新潟県建設業協会会長

取締役候補者とした理由

植木義明氏は、2006年より当社代表取締役社長として強いリーダーシップで当社の経営を担い、企業の経営者としての豊富な経験、経営に関する高い見識と監督能力を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人物と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

く さ か べ
日下部

ひ さ お
久夫

(1959年12月27日生)

所有する当社の株式数…… 4,433株
在任年数…… 4年
取締役会出席状況…… 14/14回



再 任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年 4 月 当社入社
2009年 4 月 当社土木部長
2012年 4 月 当社執行役員
2016年 4 月 当社常務執行役員
2016年 4 月 当社土木本部長兼土木部長

2017年 4 月 当社土木統括部長 (現任)
2019年 6 月 当社取締役
2020年 4 月 当社専務執行役員 (現任)
2022年 4 月 当社代表取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

日下部久夫氏は、長年にわたり土木部門において責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、2019年から当社取締役として企業経営に従事し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

みずしま

水島

かずのり

和憲

(1957年1月1日生)

所有する当社の株式数…… 5,418株

在任年数…… 7年

取締役会出席状況…… 14/14回



再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1979年 4 月 当社入社
 2007年 4 月 当社新規事業推進室長
 2011年 4 月 当社総務部長
 2013年 4 月 当社執行役員兼管理本部副本部長
 2016年 4 月 当社常務執行役員兼管理本部長

2016年 6 月 当社取締役常務執行役員兼管理本部
 部長
 2017年 4 月 当社取締役常務執行役員兼管理統
 括部長兼経営企画室長
 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員兼管理統
 括部長（現任）

取締役候補者とした理由

水島和憲氏は、管理部門における豊富な経験と高い知見を有し、2016年から当社取締役として企業経営に従事し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

うえき

植木

ゆたか

豊

(1963年2月21日生)

所有する当社の株式数…… 8,626株

在任年数…… 1年

取締役会出席状況…… 12/14回



再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1986年 4 月 当社入社
 2017年 4 月 当社新潟本店副本店長兼新潟支店
 長
 2019年 4 月 当社執行役員兼新潟本店副本店長
 兼新潟支店長
 2020年 4 月 当社執行役員兼事業統括部長

2021年 4 月 当社常務執行役員兼事業統括部長
 2022年 4 月 当社常務執行役員兼柏崎支店長
 2022年 6 月 当社取締役常務執行役員兼柏崎支
 店長
 2023年 4 月 当社取締役常務執行役員兼新潟本
 店副本店長兼柏崎支店長（現任）

取締役候補者とした理由

植木 豊氏は、長年にわたり管理部門において責任ある立場に携わり、豊富な経験と高い専門能力を有しており、2022年から当社取締役として企業経営に従事し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

5

わたなべ
渡辺

えみこ
英美子

(1959年7月21日生)

所有する当社の株式数…… 0株
在任年数…… 2年
取締役会出席状況…… 14/14回



再 任

社 外

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年 4 月	株式会社新潟日報入社	2017年 4 月	同社執行役員経営企画会議副議長
2007年 4 月	同社情報文化センター情報文化部 長	2018年 3 月	同社取締役 株式会社新潟日報事業社代表取締役 社長
2009年 4 月	同社営業統括本部販売事業本部読 者ふれあい部長	2018年 6 月	社会福祉法人 愛光会 理事 (現任)
2010年 4 月	同社上越支社長兼業務部長	2019年 6 月	社会福祉法人 新潟市社会福祉協 議会 副会長(現任)
2014年 4 月	同社編集制作統括本部編集局総務	2021年 6 月	当社社外取締役 (現任)
2016年 4 月	同社執行役員経営企画会議副議長 兼経営管理本部総務局長		

【重要な兼職の状況】

社会福祉法人 愛光会 理事
社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 副会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡辺英美子氏は、報道関係において長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、これらの幅広い見識と経験等に基づく外部からの中立・公平・公正な視点が当社の経営体制の強化と取締役会における多様性の確保に有用であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

渡辺英美子氏には、独立した立場から取締役の業務執行を監督し、当社のコーポレート・ガバナンス機能強化等にご貢献いただけるものと期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡辺英美子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、渡辺英美子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。各再任の候補者は既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年8月に同内容での更新を予定しております。
5. 渡辺英美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位及び担当等	属 性	
1	あ げ い し く に ひ こ 上 石 邦 彦	取締役（常勤監査等委員）	再 任	
2	ふ か ざ わ く に み つ 深 澤 邦 光	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外
3	た ね お か ひ ろ あ き 種 岡 弘 明	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外

候補者番号

1

あ げ い し

上石

く に ひ こ

邦彦

(1961年12月21日生)

所有する当社の株式数……

3,200株

在任年数……

2年

取締役会出席状況……

14/14回



再 任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1984年 4 月 当社入社
2017年 4 月 当社総務人事部長
2018年 4 月 当社経営企画室長
2021年 4 月 当社内部監査室長

2021年 6 月 当社取締役常勤監査等委員（現任）

取締役候補者とした理由

上石邦彦氏は、法務・人事・管理部門全般にわたり豊富な知見と経験を有し、2021年からは監査等委員である取締役として適切に職務を遂行し、内部統制にも精通しており、当社の経営全般について適切に監査・監督ができるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としたしました。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

2

ふ か ざ わ
深澤

く に み つ
邦光

(1946年1月8日生)

所有する当社の株式数……	4,000株
在任年数……	8年
取締役会出席状況……	14/14回



再 任

社 外

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1964年 4 月	関東信越国税局採用	2009年 6 月	株式会社ヤオコー社外監査役
2004年 7 月	新潟税務署長	2011年 2 月	株式会社ハツガイ社外監査役 (現任)
2005年 7 月	新潟税務署長退職	2015年 6 月	当社社外取締役監査等委員 (現任)
2005年 8 月	税理士開業 (現任)	2017年 2 月	株式会社HATSUGAI 社外監査役 (現任)
2008年 6 月	当社社外監査役	2021年 8 月	初谷建設株式会社 社外監査役 (現任)
2008年 6 月	株式会社テクノリンク社外監査役 (現任)		

【重要な兼職の状況】

株式会社テクノリンク社外監査役
株式会社ハツガイ社外監査役
株式会社HATSUGAI社外監査役
初谷建設株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

深澤邦光氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務及び企業会計に関する豊富な専門知識・経験と誠実な人格を備えており、取締役会などにおいて積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献されております。経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を十分に果たせる人材と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。財務・会計等の専門的見地から引き続き当社の経営を監督いただけるものと期待しております。

同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって8年になります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）であったことがあります。

候補者番号

3

たねおか
種岡

ひろあき
弘明

(1952年6月14日生)

所有する当社の株式数…… 600株
在任年数…… 8年
取締役会出席状況…… 14/14回



再 任

社 外

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1975年 4 月	通商産業省（現経済産業省）入省	2015年 4 月	日本アルコール販売株式会社 常務執行役員
2001年 1 月	経済産業省政策局調査統計部長	2015年 6 月	当社社外取締役監査等委員（現任）
2001年 7 月	経済産業省退職	2019年 6 月	日本アルコール販売株式会社取締役
2001年 7 月	日欧産業協力センター事務局長	2019年 6 月	日本アルコール物流株式会社代表 取締役社長
2004年 6 月	苫東石油備蓄株式会社常務取締役	2019年 6 月	アルコール海運倉庫株式会社代表 取締役（現任）
2008年 6 月	日本アルコール販売株式会社取締役	2022年 6 月	日本アルコール物流株式会社 取締役会長（現任）
2010年 6 月	信和アルコール産業株式会社 常務取締役		
2011年 6 月	当社社外監査役		

【重要な兼職の状況】

日本アルコール物流株式会社取締役会長
アルコール海運倉庫株式会社代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

種岡弘明氏は、上記経歴のとおり、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、これらの幅広い見識を活かして監査等委員としてご活躍いただきました。経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を十分に果たせる人材と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。経営に関する深い知識、経験を活かし、引き続き当社の経営を監督していただけるものと期待しております。

同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって8年になります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）であったことがあります。

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 深澤邦光氏及び種岡弘明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、上石邦彦氏、深澤邦光氏及び種岡弘明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、上石邦彦氏、深澤邦光氏及び種岡弘明氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。各再任の候補者は既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年8月に同内容での更新を予定しております。
5. 深澤邦光氏及び種岡弘明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の行動規制が緩和され、経済活動の正常化が進んだことにより、持ち直しの動きが見られました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の地政学リスクの長期化に伴う原材料価格、特にエネルギー価格の高騰や世界的な金融引き締め等が景気を下押しする要因となり、国内の景気は先行き不透明な状況で推移いたしました。

建設業界におきましては、公共投資が比較的堅調に推移し、民間建設投資も企業の業況感の改善傾向を受けて持ち直しの動きが継続したものの、建設資材価格が引き続き幅広い品目において高騰し、建設技術者・技能労働者不足の問題も継続しており、経営環境は依然として厳しい状況が続きました。

このような経営環境の中、当社グループは、ESG／SDGsにも配慮した企業活動を通じて、働き方改革の実現と生産性向上を目指すとともに、安全と品質の確保並びに工期遵守を優先しながら鋭意事業活動を展開してまいりました。

この結果、売上高は489億36百万円（前年同期比2.6％増）となりました。

利益面につきましては、主力の建設事業において、適正な人員配置やICT技術等の活用を図ることで現場力を高めましたが、営業利益は20億41百万円（同11.0％減）、経常利益は21億33百万円（同10.2％減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は13億50百万円（同6.2％減）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

(建設事業)

当社グループの建設事業におきましては、土木部門を中心に施工が順調に進捗したことにより、売上高は430億73百万円（前年同期比4.7%増）となりましたが、建設資材価格の高騰による利益率の低下により、売上総利益は38億88百万円（同0.1%減）となりました。

(不動産事業)

当社グループの不動産事業におきましては、販売用不動産の売上減少により、売上高は25億98百万円（同28.8%減）となり、売上総利益は4億99百万円（同21.9%減）となりました。

(その他の事業)

当社グループのその他の事業におきましては、アスファルト製品等の製造販売を中心とした建材製造販売等の事業、ソフトウェア関連事業を中心に、売上高は32億63百万円（同13.6%増）となり、売上総利益は13億54百万円（同4.4%増）となりました。

当社の部門別の受注高、売上高、繰越高は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建 設 事 業	土 木	22,057,542	27,454,654	22,320,758	27,191,438
	建 築	17,699,061	18,222,678	19,370,604	16,551,135
	計	39,756,604	45,677,333	41,691,363	43,742,573
不 動 産 事 業		－	270,577	270,577	－
そ の 他 の 事 業		－	1,111,699	1,111,699	－
合 計		39,756,604	47,059,609	43,073,640	43,742,573

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、3億1百万円であり、その主なものは、建材製造販売事業の機械装置等によるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充たいたしました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、アフターコロナに向けた動きが加速し、経済社会活動の正常化の動きが一段と進むことが期待されるものの、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする地政学的リスクの経済への波及、さらには円安や資源高を主因とする物価上昇、世界的な金融引き締めによる景気の後退懸念など、先行き不透明な状況で推移すると思われます。建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移するものと予想されます。設備の老朽化に伴う維持更新の需要増を背景に民間建設投資も緩やかに推移するものと思われますが、今後も、原油や建設資材高騰の長期化による建設コストの上昇が設備投資の抑制に繋がると懸念されます。一方、カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギー関連施設など、ESGに関する設備投資は増加するものと思われます。

このような事業環境のもと、当社グループは、長期ビジョン「UEKI VISION 150」に掲げた「顧客創造への挑戦／技術開発への挑戦／育成加速への挑戦」の重点テーマに基づき、ESGに関する設備投資が見込まれる事業領域における受注拡大にも積極的に取り組んでまいります。また、少子高齢化による労働人口の減少の下、生産性向上を求めてより一層ICTやAI、遠隔臨場等の活用を進めてまいります。さらに、戦略的な成長投資として従業員一人ひとりの活躍を後押しすることで人材育成の強化も図っていく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期 (2020年3月期)	第74期 (2021年3月期)	第75期 (2022年3月期)	第76期(当期) (2023年3月期)
売上高(百万円)	51,938	48,847	47,678	48,936
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,434	1,700	1,440	1,350
1株当たりの 当期純利益(円)	216.70	256.91	217.70	205.03
総資産額(百万円)	47,741	45,683	43,632	46,976
純資産額(百万円)	21,408	23,076	24,176	25,102

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たりの当期純利益は、第73期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
北陸施設工業株式会社	50百万円	100%	鉄道軌道工事、土木・管更生工事の請負
植木不動産株式会社	100百万円	100%	不動産の売買、賃貸及び仲介、土木・建築工事の請負
株式会社ユニテック	50百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売
株 式 会 社 植 木 機 工	90百万円	100%	土木・建築工事、アスベスト処理工事の請負、建設資材のリース
株 式 会 社 ア ス カ	25百万円	100%	管工事、土木工事の請負、発電用施設の保守

(注) 特定完全子会社に該当する会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業としており、その他の事業では建材製造販売等の事業、ソフトウェアの開発及び販売事業、介護福祉事業、ゴルフ場運営事業等を行っております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者「(特－1)第2805号」及び一般建設業者「(般－1)第2805号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(12)第2677号」として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等（2023年3月31日現在）

① 当社

本 社	新潟県柏崎市駅前1丁目5番45号
本 店	新潟本店（新潟県長岡市）、東京本店（東京都千代田区）
支 店	東北支店（宮城県仙台市）、柏崎支店（新潟県柏崎市）、新潟支店（新潟県新潟市）
営 業 所	長岡、上越、十日町、燕、金沢、千葉、埼玉、長野

② 主要な子会社

北 陸 施 設 工 業 株 式 会 社	本社（新潟県長岡市）
植 木 不 動 産 株 式 会 社	本社（新潟県柏崎市）、東京支店（東京都千代田区）、新潟支店（新潟県新潟市）
株 式 会 社 ユ ニ テ ッ ク	本店（新潟県柏崎市）、東京本社（東京都千代田区）
株 式 会 社 植 木 機 工	本社（新潟県柏崎市）
株 式 会 社 ア ス カ	本社（新潟県柏崎市）

(9) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
998名	16名増

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	568名	2名増	44.6歳	18.9年
女 性	50名	2名増	43.1歳	15.9年
合計又は平均	618名	4名増	44.5歳	18.6年

(10) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	600百万円
株 式 会 社 大 光 銀 行	399百万円

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 27,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,873,528株（自己株式390,695株を含む。）
- (3) 株主数 5,609名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	441	6.80
株 式 会 社 ウ エ キ エ ー ジ ェ ン シ ー	324	5.00
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	323	4.99
植 木 組 共 栄 会	295	4.56
株 式 会 社 ア キ バ	262	4.04
第 四 ジ ェ ー シ ー ビ ー カ ー ド 株 式 会 社	206	3.19
植 木 義 明	204	3.16
植 木 組 社 員 持 株 会	180	2.79
株 式 会 社 大 光 銀 行	149	2.31
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	135	2.09

- (注) 1. 当社は、自己株式を390,695株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	6,090株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4)当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元の充実と資本効率の向上を図るため、会社法第459条第1項及び当社定款の規定により、2022年10月11日開催の取締役会決議に基づき、2022年10月12日から2023年3月10日の間、市場取引により、15万株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.26％）の自己株式を総額196,367,800円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 C E O	植 木 義 明	一般社団法人新潟県建設業協会会長
代表取締役専務執行役員	日 下 部 久 夫	土木統括部長
取締役常務執行役員	水 島 和 憲	管理統括部長
取締役常務執行役員	植 木 豊	柏崎支店長
取 締 役	渡 辺 英 美 子	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会副会長 社会福祉法人愛光会理事
取締役（常勤監査等委員）	上 石 邦 彦	
取締役（監査等委員）	深 澤 邦 光	税理士、株式会社テクノリンク社外監査役 初谷建設株式会社社外監査役 株式会社ハツガイ社外監査役 株式会社H A T S U G A I 社外監査役
取締役（監査等委員）	種 岡 弘 明	日本アルコール物流株式会社取締役会長 アルコール海運倉庫株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役渡辺英美子氏並びに取締役（監査等委員）深澤邦光氏及び取締役（監査等委員）種岡弘明氏は、社外取締役であります。また、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）深澤邦光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中における取締役の異動
2022年6月28日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、松原眞之介氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
2022年6月28日開催の第75回定時株主総会において、植木 豊氏は取締役に選任され、就任いたしました。
4. 監査等の環境の整備及び社内の情報収集を行うことにより、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために上石邦彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2023年4月1日付で取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役常務執行役員	植 木 豊	新潟本店副本店長兼柏崎支店長

＜ご参考＞ 2023年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専 務 執 行 役 員	春 日 孝 郎	東京本店長
常 務 執 行 役 員	榆 井 寛 志	新潟本店長
常 務 執 行 役 員	山 谷 吉 久	建築統括部長
常 務 執 行 役 員	土 田 正 次	事業統括部長、軌道部長
執 行 役 員	石 塚 純	新潟本店副本店長
執 行 役 員	松 井 範 幸	総務人事部長、営業管理部長
執 行 役 員	星 野 和 利	技術開発部長、新潟本店土木技術部長
執 行 役 員	植 木 大 吾	新潟本店副本店長、新潟支店長
執 行 役 員	力 石 正 仁	経理部長
執 行 役 員	井 口 剛	事業統括副部長
執 行 役 員	櫻 井 隆 一	建築企画部長

2023年4月1日付で執行役員の地位、担当が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	土 田 正 次	新潟本店長
常 務 執 行 役 員	井 口 剛	事業統括部長、事業推進部長
常 務 執 行 役 員	櫻 井 隆 一	建築統括部長
執 行 役 員	松 井 範 幸	総務人事部長
執 行 役 員	植 木 大 吾	東京本店副本店長
執 行 役 員	力 石 正 仁	経営企画室長、内部監査室長
執 行 役 員	松 尾 和 広	土木企画部長、新潟本店土木部長
執 行 役 員	齋 藤 昌 昭	新潟本店副本店長、新潟支店長
顧 問	榆 井 寛 志	
顧 問	山 谷 吉 久	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役渡辺英美子氏、取締役（監査等委員）上石邦彦氏、深澤邦光氏、種岡弘明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、執行役員、及び管理職従業員であり、保険料は、全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等は填補の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会で決議することとしており、役員報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおり決定しております。

a. 基本原則・方針

当社の取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定方針につきましては、株主総会で決議された額の範囲内で、株主の皆様の負託に応えるべく、企業価値の継続的かつ、持続的成長の向上を可能とするよう、それぞれの職責に見合った報酬体系、水準としております。

b. 取締役の報酬等の算定方法の基本方針

(ア) 取締役の報酬額についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額2億40百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は、年額36百万円以内で決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第75回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して付与する譲渡制限付株式報酬について年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

(イ) 業務執行取締役の報酬体系

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、短期業績及び中長期的な企業価値向上のインセンティブを目的とした、金銭報酬及び株式報酬で構成されております。金銭報酬には、役位に応じた基本報酬と短期の業績に連動した業績連動報酬があり、基本報酬は、それぞれの職責や担当職務を総合的に勘案し、役位別に決定しております。業績連動報酬は、利益計画の達成度、個々の業績への貢献度合い、株主への配当等を勘案したうえで算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給しております。株式報酬は、譲渡制限付株式（報酬年額50百万円以内、割当上限株式総数34,000株）を、役位に応じた基準額に基づき付与するもので、毎年の取締役会において決定いたします。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

(ウ) 基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の額の個人別報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績に応じて変動する「業績連動報酬（賞与）」及び、「株式報酬」で構成されており、「業績連動報酬（賞与）」については、利益の達成度、担当部門業績達成度合い及び、当該取締役での貢献度等に応じて支給するものでその額は基本報酬に対して0～20%の範囲で設定しております。また、「株式報酬」については基本報酬の概ね10%程度を基準として設定しております。

c. 報酬決定の手続き

各取締役の報酬は、取締役会より委任された代表取締役社長植木義明が、個々の取締役の職責、貢献度、経済情勢、業績、他社水準等を踏まえ、監査等委員である社外取締役の意見、助言を得ながら、総額の範囲内で適切に決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役監査等委員の報酬額は、他社の水準等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、監査等委員である社外取締役の意見、助言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬 (賞与)	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く。)	88,179	82,128	－	6,051	6
(うち社外取締役)	(1,800)	(1,800)	(－)	(－)	(1)
取締役 (監査等委員)	17,322	17,322	－	－	3
(うち社外取締役)	(5,940)	(5,940)	(－)	(－)	(2)
合 計	105,501 (7,740)	99,450 (7,740)	－ (－)	6,051 (－)	9 (3)

- (注) 1. 上記には、2022年6月28日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含んでおります。
2. 上記のほか、2014年6月27日開催の第67回定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名に対し、役員退職慰労金14,525千円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役渡辺英美子氏は、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会副会長及び社会福祉法人愛光会理事を兼務しております。なお、当社と社会福祉法人新潟市社会福祉協議会及び社会福祉法人愛光会との間には取引がありません。

社外取締役（監査等委員）深澤邦光氏は、株式会社テクノリンク、初谷建設株式会社、株式会社ハツガイ及び株式会社H A T S U G A I の社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社テクノリンク、初谷建設株式会社、株式会社ハツガイ及び株式会社H A T S U G A I との間には取引がありません。

社外取締役（監査等委員）種岡弘明氏は、日本アルコール物流株式会社の取締役会長及びアルコール海運倉庫株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と日本アルコール物流株式会社及びアルコール海運倉庫株式会社との間には取引がありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	渡 辺 英 美 子	当事業年度中に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。 同氏は、報道関係において、長年にわたり企業経営に携った豊富な経験を有しており、幅広い見識と経験等に基づき、取締役会において、外部からの中立・公平・公正な視点で発言を行っております。 また、同氏は、独立した立場から取締役の業務執行を監督し、当社のコーポレート・ガバナンス機能強化等に助言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	深 澤 邦 光	当事業年度中に開催された取締役会14回全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 主に税理士の見地から、取締役会では、特に企業会計について専門的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、財務・会計についての豊富な経験と知見に基づき適宜、必要な発言を行うとともに、会計監査人とのミーティング等において、会計監査の品質向上に資する助言を積極的に行うなど、客観的視点で監査・監督していただいております。
	種 岡 弘 明	当事業年度中に開催された取締役会14回全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 同氏は、日本アルコール物流株式会社の取締役会長及びアルコール海運倉庫株式会社の代表取締役であり、長年にわたり企業経営者として培われた見識と経験等を有しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行うなど、客観的視点で適切に監査・監督していただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る報酬等の額	30,400千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、上記の報酬等の額は相当であると判断し、これに同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) **責任限定契約の内容の概要**

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び子会社は、取締役及び使用人が業務を執行するにあたり、遵守すべき「企業行動指針」を定め、日常の業務運営の指針とし、取締役自ら率先垂範して社員へ浸透を徹底する。また、研修等を通じて、法令、定款の遵守に関する啓蒙、教育・指導を行う。
- ・当社は、業務執行に対しては、会社全体が相互牽制組織となるよう、組織構成、職務権限を適正に維持するとともに、社長直轄の内部監査室が当社及び子会社の内部統制を統括する。
- ・当社及び子会社は、法令、定款違反等に関するヘルプラインを確保する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程等の社内規程に従い、適切に保存・管理する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、経営上想定される各種リスクを明確にし、これに対応したリスク管理体制を構築する。このため、社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、危機管理マニュアルを整備、管理するとともに、リスクに対する社内の意識を涵養し、未然防止に努める。

不測の重大事態の発生はもとより、日常的各種リスクに対しては、リスクの重要度に対応した対策本部を設置し、業務組織規程、職務権限規程及び危機管理マニュアルに従い、各担当部門ないしは全社で迅速に対応して、被害を最小限に抑える体制を整える。

また、当該規程及びマニュアルは、その時代環境に適合したものに維持する。

- ・定期的開催されるグループ社長会において、コンプライアンス、災害、品質等のリスクに関する報告及び意見交換、指導等を行う。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するために、当社及び子会社は中期経営計画及び事業年度ごとの経営計画を策定する。
 - ・当社は、取締役の職務執行が効率的に行われるために、定例の取締役会を原則月1回開催する他、適宜必要に応じて取締役会を開催する。また、執行役員制による業務執行責任体制を明確にすることにより、取締役会の監督機能を強化し、重要事項の業務執行に関する意思決定を機動的に行う。
- 取締役会等の決定に基づく業務執行については、業務組織規程、職務権限規程等の社内規程に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）執行役員等が各々委任された事項に責任をもって執行することを徹底する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、グループ共通の「植木組グループ会社行動指針」を定める。
- また、グループ会社の自主独立性を尊重しつつ、適正なグループ統制を行うため、「植木組グループ運営方針」を定め、関係会社管理規程に従い、適切な管理・統制を行う。
- グループ会社の監査については、当社役員及び当社内部監査室が、定期的及び必要に応じて各会社の監査を行う。
- なお、グループ社長会において、経営状況に関する情報の共有及び意見交換、並びに必要な指導等を緻密に行うものとする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会の求めにより職務の補助者を設置する場合は、その独立性を保持する。
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ・当社は当社の監査等委員が執行役員会、グループ社長会等、各種重要な社内会議に出席し、また重要決議書類を閲覧すること等により、業務執行状況を適切に把握できる環境を整える。

- ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社の信用を大きく損なったり、業績に重大な影響を及ぼすことが懸念される事項を発見した場合、監査等委員会に対して、直ちに報告する。
- ・当社及び子会社の内部通報担当者は、内部通報を受けた場合、速やかに当社監査等委員会に報告する。

⑧ 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

⑨ 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・会計監査人は、監査等委員会に対して監査計画の報告、説明を事前に行うものとする。
また、会社が会計監査人に非監査業務を依頼する場合は、事前に監査等委員会の承認を得る。
- ・代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ・当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、事業の継続・安定的発展を確保して行くことを目的とし、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

当社は、使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、当社及び当社グループ各社は「公益通報者保護規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

2. リスク管理体制

当社は、危機管理委員会を適宜開催し、当社全体のリスクマネジメントに関する課題・対策について検討いたしております。また、当社グループ各社の代表取締役で構成されたグループ社長会でリスクの把握・対応等が報告され、リスクの共有化及び対応を図っております。

3. 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項や経営方針等、経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

4. 内部監査体制

当社は、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を代表取締役及び常勤監査等委員に対し報告を行っております。

5. グループ管理体制

当社では、「関係会社管理規程」を定め、当社グループ各社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、定期的に行われる当社グループ各社の代表取締役で構成されたグループ社長会で当社グループ各社の財務状況、その他の状況について報告を受けております。

6. 監査等委員の職務執行

当社の監査等委員は監査等委員会において定めた監査方針・監査計画に基づき、内部監査室と連携して当社及び当社グループ各社の往査等を行っており、往査報告については監査等委員会にて報告されております。また、監査等委員は重要な経営会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保に努めております。

7. 監査等委員の監査の実効性を確保するための体制

監査等委員は当社の重要な経営会議に出席する他、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて担当取締役及び使用人に説明を求めています。適宜、監査等委員会を開催している他、会計監査人及び内部監査室との情報交換や、代表取締役と定期的な面談を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、2022年度を初年度とする3か年の中期経営計画において、株主の皆様に対する配当政策を重要な経営課題の一つと位置づけ、企業基盤の強化と将来的な事業展開、連結業績等を勘案しながら、従来に増して配当性向を意識し、利益配分を行なうことを基本方針といたしました。

上記の基本方針に基づき、当期の配当金については、1株当たり55円とさせていただくことといたしました。

また、配当金の支払開始日（効力発生日）は、2023年6月9日（金曜日）とさせていただきました。

なお、上記については、会社法第459条第1項第4号の規定に基づき、2023年4月28日開催の取締役会にて決議しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	30,145,693	流 動 負 債	18,403,133
現 金 預 金	5,962,439	支払手形・工事未払金等	11,941,452
受取手形・完成工事未収入金等	18,997,325	短 期 借 入 金	2,269,410
販 売 用 不 動 産	176,110	リ ー ス 債 務	45,208
商 品	4,121	未 払 金	421,417
未 成 工 事 支 出 金	739,095	未 払 法 人 税 等	474,092
不 動 産 事 業 支 出 金	2,715,416	未 成 工 事 受 入 金	1,804,967
材 料 貯 蔵 品	275,777	賞 与 引 当 金	760,747
未 収 入 金	232,087	役 員 賞 与 引 当 金	26,953
そ の 他	1,064,657	完 成 工 事 補 償 引 当 金	33,180
貸 倒 引 当 金	△21,338	工 事 損 失 引 当 金	34,226
固 定 資 産	16,830,592	そ の 他	591,478
有 形 固 定 資 産	14,026,571	固 定 負 債	3,470,914
建 物 ・ 構 築 物	5,230,543	社 債	63,000
機械、運搬具及び工具器具備品	1,259,337	長 期 借 入 金	396,336
土 地	7,397,155	リ ー ス 債 務	91,712
リ ー ス 資 産	124,280	長 期 未 払 金	160,019
建 設 仮 勘 定	15,253	再評価に係る繰延税金負債	521,515
無 形 固 定 資 産	281,893	繰 延 税 金 負 債	29,520
リ ー ス 資 産	11,091	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,118,155
そ の 他	270,801	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2,746
投 資 そ の 他 の 資 産	2,522,126	債 務 保 証 損 失 引 当 金	242,293
投 資 有 価 証 券	1,518,130	資 産 除 去 債 務	225,644
繰 延 税 金 資 産	513,520	そ の 他	619,970
そ の 他	490,475	負 債 合 計	21,874,048
資 産 合 計	46,976,285	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	25,031,215
		資 本 金	5,315,671
		資 本 剰 余 金	5,369,878
		利 益 剰 余 金	14,698,381
		自 己 株 式	△352,715
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	18,200
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	277,942
		土 地 再 評 価 差 額 金	△317,115
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	57,374
		非 支 配 株 主 持 分	52,820
		純 資 産 合 計	25,102,237
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,976,285

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高	完 成 工 事 高	43,073,432	48,936,080
	不 動 産 事 業 売 上 高	2,598,934	
	そ の 他 の 事 業 売 上 高	3,263,713	
売 上 原 価	完 成 工 事 原 価	39,184,747	43,193,691
	不 動 産 事 業 売 上 原 価	2,099,798	
	そ の 他 の 事 業 売 上 原 価	1,909,144	
売 上 総 利 益	完 成 工 事 総 利 益	3,888,684	5,742,388
	不 動 産 事 業 売 上 総 利 益	499,135	
	そ の 他 の 事 業 売 上 総 利 益	1,354,568	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,700,667
営 業 利 益			2,041,721
営 業 外 収 益	受 取 利 息 及 び 配 当 金 他	45,124	121,323
	そ の 他 の 用 意 金 他	76,198	
	支 払 利 息 他	22,816	
営 業 外 費 用	そ の 他 の 用 意 金 他	6,703	29,520
	経 常 利 益		2,133,524
特 別 利 益	固 定 資 産 売 却 益	15,775	16,735
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	960	
	特 別 損 失	686	
特 別 損 失	固 定 資 産 売 却 損	1,436	79,114
	固 定 資 産 除 却 損	76,990	
	減 損 損 失		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			2,071,146
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		716,995	718,379
法 人 税 等 調 整 額		1,383	
当 期 純 利 益			1,352,766
非支配株主に帰属する当期純利益			1,889
親会社株主に帰属する当期純利益			1,350,877

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,227,351	流 動 負 債	19,093,718
現 金 預 金	5,434,306	支 払 手 形	760,781
受 取 手 形	542,859	電 子 記 録 債 務	5,131,035
電 子 記 録 債 権	174,274	工 事 未 払 金	5,624,630
完 成 工 事 未 収 入 金	17,795,457	不 動 産 事 業 未 払 金	13,257
不 動 産 事 業 未 収 入 金	21,576	短 期 借 入 金	2,258,874
販 売 用 不 動 産	14,534	未 払 一 ス 債 務	14,156
未 成 工 事 支 出 金	726,179	未 払 法 人 税 等	249,396
材 料 貯 蔵 品	257,868	未 成 工 事 受 入 金	404,426
短 期 貸 付 金	130,000	預 り 当 金	1,587,789
未 収 入 金	125,309	賞 与 引 当 金	2,397,849
立 替 金	942,801	完 成 工 事 補 償 引 当 金	575,014
そ の 他	83,484	工 事 損 失 引 当 金	33,180
貸 倒 引 当 金	△21,300	そ の 他	29,505
固 定 資 産	16,687,573	固 定 負 債	13,821
有 形 固 定 資 産	8,668,157	社 長 期 借 入 債 務	2,334,396
建 物 ・ 構 築 物	2,459,505	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	20,000
機 械 ・ 運 搬 具	921,664	退 職 給 付 引 当 金	231,992
工 具 器 具 ・ 備 品	180,729	債 務 保 証 損 失 引 当 金	33,087
土 地	5,063,476	資 産 除 去 債 務	521,515
リ ー ス 資 産	42,780	そ の 他	954,035
無 形 固 定 資 産	172,543	負 債 合 計	21,428,114
リ ー ス 資 産	4,464	純 資 産 の 部	
そ の 他	168,079	株 主 資 本	21,525,983
投 資 そ の 他 の 資 産	7,846,872	資 本 金	5,315,671
投 資 有 価 証 券	1,489,938	資 本 剰 余 金	5,369,878
関 係 会 社 株 式	679,850	資 本 準 備 金	5,359,413
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,119,530	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,465
前 払 年 金 費 用	133,910	利 益 剰 余 金	11,193,149
繰 延 税 金 資 産	348,814	利 益 準 備 金	670,000
そ の 他	153,569	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,523,149
貸 倒 引 当 金	△78,740	圧 縮 記 帳 積 立 金	91,985
資 産 合 計	42,914,924	別 途 積 立 金	1,300,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	9,131,164
		自 己 株 式	△352,715
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△39,173
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	277,942
		土 地 再 評 価 差 額 金	△317,115
		純 資 産 合 計	21,486,810
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,914,924

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高 完成工事高 不動産事業売上高 その他の事業売上高	41,691,363 270,577 1,111,699	43,073,640
売上原価 完成工事原価 不動産事業売上原価 その他の事業売上原価	38,314,216 172,817 960,153	
売上総利益 完成工事利益 不動産事業売上総利益 その他の事業売上総利益	3,377,147 97,760 151,545	3,626,452
販売費及び一般管理費		
営業利益		2,009,395
		1,617,057
営業外収益 受取利息及び配当金 その他	229,608 36,000	265,609
営業外費用 支払利息 その他	24,679 6,360	
経常利益		31,040
		1,851,626
特別利益 固定資産売却益 投資有価証券売却益	8,636 960	9,596
特別損失 固定資産売却損 固定資産除却損 減損損失	686 1,039 76,990	
税引前当期純利益		78,716
		1,782,506
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	549,671 2,011	551,683
当期純利益		
		1,230,823

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社植木組
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野田 裕一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社植木組の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社植木組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社植木組
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野田 裕一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社植木組の2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社 植木組 監査等委員会
 常勤監査等委員 上 石 邦 彦 ㊞
 監査等委員 深 澤 邦 光 ㊞
 監査等委員 種 岡 弘 明 ㊞

(注) 監査等委員深澤邦光及び種岡弘明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場：新潟県柏崎市駅前2丁目2番30号
柏崎エネルギーホール 2階ホール
交通：JR信越本線「柏崎駅」より徒歩5分

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。